

山梨県公報

第二千二百六十三号

平成二十四年

九月二十四日

月 曜 日

目 次

家畜伝染病の発生	五二一
家畜等の移動を禁止する区域の指定	五二一
土地改良区の定款の一部変更の認可	五二二
県営土地改良事業計画の変更	五二二
道路の区域変更(二件)	五二二
道路の供用開始	五二三
訓 令	
職員に駐在に関する規程の一部を改正する訓令	五二三
公 告	
社会福祉士及び介護福祉士法に基づく登録特定行為事業者の登録	五三三
収去飼料の試験結果の概要	五三八
公共測量の終了	五三〇
公共測量の実施	五三〇
都市計画の変更図書の縦覧	五三〇

告 示

山梨県告示第三百三十二号

家畜伝染病予防法(昭和二十六年法律第六十六号)第十三条第一項の規定により、次のとおり家畜伝染病の発生の届出があつた。

平成二十四年九月二十四日

山梨県知事 横 内 正 明

家畜伝染病の種類	家畜の種類	患畜又は疑似患畜の区分	発生群数	発生場所	発生年月日
----------	-------	-------------	------	------	-------

山梨県告示第三百三十三号

山梨県家畜伝染病のまん延防止に関する規則(昭和三十一年山梨県規則第五十二号)第四条第一項の規定により、腐蛆病のまん延を防止するため、みつばち等の移動を禁止する区域を次のとおり指定する。

平成二十四年九月二十四日

山梨県知事 横 内 正 明

一 指定区域

北杜市明野町上神取(寺前、諏訪原、上和田、中川原の地域に限る。)、北杜市明野町浅尾新田(踊石、北原、白山、古屋敷の地域に限る。)、北杜市明野町浅尾(宮後、池ノ下、坂北、坂南、薬師堂、洞、向、吉良窪、天王北、五庵林の地域に限る。)、北杜市須玉町大蔵(上ノ段、東前田、西前田、甘三夜下、大坪、一道上、石蔵、中込り、高砂、西御所、西久保、隆蔵、山崎、白金、塚田、下町田、上町田、一道下の地域に限る。)、北杜市須玉町藤田(滝下、山崎、寺前、家下、清水の地域に限る。)、北杜市須玉町東向(山東、飛津、長坂、大木田、下屋敷、西大久保、中屋敷、下河原の地域に限る。)、北杜市須玉町小倉(西河原、上ノ段、芝原田、下中尾、下町田、下川原、上町田、上中尾、前田、百々、大方前、久根ノ内、前田道西、東又、越道、中川原、北ノ久保の地域に限る。)、北杜市須玉町若神子(御所前、上河原、妙円寺下、三崎前、妙円寺前、竹ノ内、出口、御所村、西出口、五反田、後田、御所村北、朝日田、上片瀬、下片瀬、小手差、竜ノ口、小林、古城、天白、湯沢、鯨、大小久保、西林、堰上東の地域に限る。)、北杜市須玉町穴平(前田、久保田、笠張、宮田、蟹坂、飯米、柳坪、夏目原、源長、中河原、下河原、片瀬の地域に限る。)、北杜市須玉町江草(小平、下河原、下平、家之前、悪畑、向原、鰻沢の地域に限る。)、北杜市高根町箕輪(大林、大林前、みの己、大坪原、下雲雀沢、大坪尻、大林窪下、大林窪上、大林原、下耕地、猫沢の地域に限る。)、北杜市高根町蔵原(藤代、前久保、東久保、作道、新井、宮の前、西ノ入、川久保の地域に限る。)、北杜市高根町下黒沢(坂上、以後田、斜、仲田、馬場、穴道、後田、向林、大窪、打越、湯沢の地域に限る。)

二 指定家畜の種類

指定区域で飼育されているみつばち

腐蛆病	みつばち	患畜	三群	北杜市 須玉町	平成二十四年九月六日
-----	------	----	----	---------	------------

- 三 指定の概要
指定の期間 平成二十四年九月六日から当分の間
- 四 その他必要な事項
指定家畜及び腐蛆病の病原体を広げる恐れのある物品は、西部家畜保健衛生所長の指示を受けなければ指定区域内での移動又は当該区域外への移動をしてはならない。

山梨県告示第三百三十四号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、平成二十四年九月十三日徳島壇土地改良区の定款の一部変更を認可した。
平成二十四年九月二十四日

山梨県知事 横 内 正 明

山梨県告示第三百三十五号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十七条の三第六項において準用する同法第八十七条第五項の規定により、県営土地改良事業（畑地帯総合整備事業玉宮地区）計画を変更したので、次のとおり関係書類を縦覧に供する。
なお、この公告に係る決定に対して異議があるときは、これを申し立てることができない。

平成二十四年九月二十四日

山梨県知事 横 内 正 明

- 一 縦覧書類
変更後の県営土地改良事業計画書の写し
- 二 縦覧期間
平成二十四年九月二十五日から同年十月二十三日まで
- 三 縦覧場所
甲州市役所
- 四 異議申立期間
平成二十四年十月二十四日から同年十一月七日まで

山梨県告示第三百三十六号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び中北建設事務所峡北支所において、この告示の日から平成二十四年十月十五日まで一般の縦覧に供する。

平成二十四年九月二十四日

山梨県知事 横 内 正 明

- 一 道路の種類 県道
- 二 路 線 名 茅野北杜萑崎線
- 三 道路の区域

区 間	旧新の別		敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
	新	旧		
北杜市長坂町長坂下条字竜角一三三八番の 一 地先から 北杜市長坂町長坂下条字竜角一三三九番の 二 地先まで	一四・八〇 一八・九	一六・六〇 六五・〇	三六・九	三六・九

山梨県告示第三百三十七号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び峡東建設事務所において、この告示の日から平成二十四年十月十五日まで一般の縦覧に供する。

平成二十四年九月二十四日

山梨県知事 横 内 正 明

- 一 道路の種類 県道
- 二 路 線 名 藤垓石和線
- 三 道路の区域

区 間	旧新の別		敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
	新	旧		
笛吹市境川町石橋字内河原二四三四番の三 地先から 笛吹市境川町石橋字水口二九三番の八地 先まで	一一・二〇 三八・六	五・五〇 一七・三	三四八・九	三四八・九

山梨県告示第三百三十八号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び峡東建設事務所において、この告示の日から平成二十四年十月十五日まで一般の縦覧に供する。

平成二十四年九月二十四日

山梨県知事 横内正明

道路の種類	路線名	区間	延長（メートル）	供用開始の期日
県道	小石和市部線	笛吹市石和町四日市場字味噌屋町一三三番地先から 笛吹市石和町四日市場字保州町七八番の一地先まで	二九九・一	平成二十四年九月二十四日

訓令

山梨県訓令第第十号

本庁 出先機関
職員に駐在に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。
平成二十四年九月二十四日

山梨県知事 横内正明
職員に駐在に関する規程の一部を改正する訓令

職員に駐在に関する規程（昭和四十三年山梨県訓令第二十二号）の一部を次のように改正する。
別表中二十二の項を二十三の項とし、六の項から二十一の項までを一項ずつ繰り下げ、五の項の次に次の一項を加える。

六 消防保安室	緊急消防援助隊 東ブロック合同訓練に関する業務	甲府市住吉二丁目
---------	----------------------------	----------

附則

この訓令は、平成二十四年十月一日から施行する。

公告

● 社会福祉士及び介護福祉士法に基づく登録特定行為事業者の登録
社会福祉士及び介護福祉士法（昭和六十二年法律第三十号）第四十八条の五の規定により、次の者を登録特定行為事業者として登録したので、同法第四十八条の八の規定により公示する。

平成二十四年九月二十四日

山梨県知事 横内正明

氏名又は名称	住所	事業所		登録番号	登録年月日
		名称	所在地		
社会福祉法人奥湯村福祉会	山梨県甲府市羽黒町千六百五十七番地五	特別養護老人ホーム奥湯村園	山梨県甲府市羽黒町千六百五十七番地五	一九一〇〇〇一	平成二十四年四月一日
社会福祉法人大寿会	山梨県甲府市大津町三百三十三番地	特別養護老人ホーム快晴苑	山梨県甲府市大津町三百三十三番地	一九一〇〇〇二	
社会福祉法人芳寿会	山梨県都留市境三十六番地	特別養護老人ホーム回生荘	山梨県都留市境三十六番地	一九一〇〇〇三	
社会福祉法人芳寿会	山梨県都留市境三十六番地	シヨートステイ回生荘	山梨県都留市境三十六番地	一九一〇〇〇四	
社会福祉法人天寿会	山梨県笛吹市春日居町国府四百三十六番地	特別養護老人ホーム春日居荘	山梨県笛吹市春日居町国府四百三十六番地	一九一〇〇〇五	

社会福祉法人甲府市民	社会福祉法人美咲会	社会福祉法人壽ノ家	社会福祉法人富士吉田市社会福祉事業団	社会福祉法人いきいき倶楽部	社会福祉法人いきいき倶楽部	社会福祉法人富士厚生会	社会福祉法人光明会	社会福祉法人甲府市民
山梨県甲府市桜井町五百五	山梨県笛吹市八代町北七百六十番地	山梨県笛吹市石和町四日市場二千三十一番地	山梨県富士吉田市下吉田七千五百七十五番地	山梨県甲府市下向山町千二百八十番地一	山梨県甲府市下向山町千二百八十番地一	山梨県富士宮市上井出二千二十九番地の一	山梨県南アルプス市上宮地千四百八番地	山梨県南アルプス市上宮地千四百八番地
特別養護老人ホーム桜井寮	指定介護老人福祉施設小山荘	特別養護老人ホーム壽ノ家	特別養護老人ホーム寿荘	指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護事業所コスモ・アンシア	指定地域密着型介護老人福祉施設コスモ	地域密着型特別養護老人ホーム草塩おんせん	櫛形荘介護老人福祉施設	櫛形荘介護老人福祉施設
山梨県甲府市桜井町五百五	山梨県笛吹市八代町北七百六十番地	山梨県笛吹市石和町四日市場二千三十一番地	山梨県富士吉田市下吉田七千五百七十五番地	山梨県甲府市相生三丁目三番十四号	山梨県甲府市下向山町千二百八十番地一	山梨県南巨摩郡早川町草塩七十九番地一	山梨県南アルプス市上宮地千四百八番地	山梨県南アルプス市上宮地千四百八番地
一九〇〇	一九〇〇	一九〇〇	一九〇〇	一九〇〇	一九〇〇	一九〇〇	一九〇〇	一九〇〇

社会福祉法人愛寿会	社会福祉法人愛寿会	社会福祉法人白根聖明会	社会福祉法人昭和会	社会福祉法人善隣会	社会福祉法人心和会	社会福祉法人富士桜桃会	峡南広域行政組合	生福祉会
山梨県北杜市長坂町小荒間	山梨県北杜市長坂町小荒間千二百九十三番地	山梨県南アルプス市在家塚千三百五番地	山梨県中巨摩郡昭和町西条二千六百五番地	山梨県甲府市和町二千九百四十八番地の六	山梨県甲府市増坪町八百十三番地の二	山梨県大月市初狩町下初狩四千四百四十六番地十	山梨県西八代郡市川三郷町岩間四百九十五番地	十八番地
仁生園シヨートステイセン	特別養護老人ホーム仁生園	特別養護老人ホーム白根聖明園	特別養護老人ホーム昭寿荘	特別養護老人ホーム尚古園	特別養護老人ホーム春光園	特別養護老人ホーム志仁也	介護老人福祉施設慈生園	介護老人福祉施設慈生園
山梨県北杜市長坂町小荒間	山梨県北杜市長坂町小荒間千二百九十三番地	山梨県南アルプス市在家塚千三百五番地	山梨県中巨摩郡昭和町西条二千六百五番地	山梨県甲府市和町二千九百四十八番地の六	山梨県甲府市増坪町八百十三番地の二	山梨県大月市初狩町下初狩四千四百四十六番地十	山梨県南巨摩郡南部町中野二千八百四十七番地	十八番地
一九〇〇	一九〇〇	一九〇〇	一九〇〇	一九〇〇	一九〇〇	一九〇〇	一九〇〇	〇二三

社会福祉法人やまなし勤労者福祉会	山梨県甲府市若松町六番三十五号	グループホームわがや	山梨県甲府市若松町六番三十五号	一九一〇〇〇〇六二	
社会福祉法人深敬園	山梨県南巨摩郡身延町身延三千六百三十七番地	Hand in Hand	山梨県南アルプス市飯野二千九百三十九番地一	一九一〇〇〇〇六四	
医療法人高原会	山梨県南アルプス市荊沢二百五十五番地	南アルプス市小笠原介護施設	山梨県南アルプス市小笠原四百三番地一	一九一〇〇〇〇七〇	
社会福祉法人富士吉田市社会福祉事業団	山梨県富士吉田市下吉田七千五百七十五番地	寿荘指定短期入所生活介護事業所	山梨県富士吉田市下吉田七千五百七十五番地	一九一〇〇〇〇七二	
社会福祉法人敬寿会	山梨県都留市川茂三百二十八番地四	特別養護老人ホームよこぶき荘短期入所生活介護事業所	山梨県都留市川茂三百二十八番地四	一九一〇〇〇〇七三	
社会福祉法人敬寿会	山梨県都留市川茂三百二十八番地四	特別養護老人ホームよこぶき荘介護予防短期入所生活介護事業所	山梨県都留市川茂三百二十八番地四	一九一〇〇〇〇七四	
社会福祉法人平成福祉会	山梨県大月市大月町真木四千六百六十番地	フェリーチエ上野原	山梨県上野原市大柗六百一十番地	一九一〇〇〇〇三六	平成二十四年五月一日
社会福祉法人	山梨県中央市	特別養護老人	山梨県中央市	一九一〇〇〇〇〇〇	

人壽真会	極楽寺七百四十八番地	ホーム「らくえん」	極楽寺七百四十八番地	一九一〇〇〇〇五一	
社会福祉法人寿真会	山梨県中央市極楽寺七百四十八番地	特別養護老人ホームらくえん倶楽部	山梨県中央市極楽寺七百四十五番地一	一九一〇〇〇〇五二	
社会福祉法人あさひ会	山梨県韮崎市旭町上条中割四百七十三番地	介護老人保健施設あさひホーム	山梨県韮崎市旭町上条中割四百七十三番地	一九一〇〇〇〇五六	
医療法人恵信会	山梨県甲府市上阿原町三百三十八番地一	りほく病院併設高齢者総合ケアセンター	山梨県甲府市岩森千七百七十一番一号	一九一〇〇〇〇五七	
社会福祉法人和告福祉会	山梨県甲府市中村町四番十二号	シヨートステイ専用施設りーフ幸町	山梨県甲府市幸町十五番十号	一九一〇〇〇〇五八	
社会福祉法人八ヶ岳名水会	山梨県北杜市長坂町小荒間千九十五番地七	菜の花	山梨県北杜市長坂町長坂下条千三百六十八番地一	一九一〇〇〇〇六三	
社会福祉法人ぎんが福祉会	山梨県甲斐市竜王二百六十七番地三	多機能事業所ぎんが工房	山梨県甲斐市天狗沢三百六十六番地	一九一〇〇〇〇六六	
社会福祉法人ぎんが福祉会	山梨県甲斐市竜王二百六十七番地三	障害福祉サービス事業所スモエ通所	山梨県甲斐市竜王二百六十七番地三	一九一〇〇〇〇六七	
社会福祉法人ぎんが福祉会	山梨県甲斐市竜王二百六十七番地三	障害者支援施設コスモス	山梨県甲斐市竜王二百六十七番地三	一九一〇〇〇〇六八	

社会福祉法人深敬園	山梨県南巨摩郡身延町身延三千六百三十七番地	障害者支援施設かじか寮	山梨県南巨摩郡身延町身延三千六百三十七番地	一九一〇〇〇〇六九	
社会福祉法人友伸福祉会	山梨県北杜市須玉町若神子二千二百二十番地一	特別養護老人ホーム長寿荘	山梨県北杜市須玉町比志六千四百六十五番地の三	一九一〇〇〇〇二七	平成二十四年六月一日
社会福祉法人聖ヨハネ会	東京都小金井市桜町一丁目二番二十号	富士聖ヨハネ学園	山梨県南都留郡忍野村忍草二千七百四十八番地	一九一〇〇〇〇五九	
社会福祉法人山梨県社会福祉事業団	山梨県山梨市一町田中百五十五番地	障害者支援施設きぼうの家	山梨県甲府市羽黒町千二百五十五番地	一九一〇〇〇〇六一	
医療法人銀門会	山梨県笛吹市石和町四日市場二千三十一番地	甲州ケア・ホーム	山梨県笛吹市石和町四日市場二千三十一番地	一九一〇〇〇〇六五	
株式会社サンライフ寿	山梨県笛吹市石和町四日市場二千三十一番地二十四	株式会社サンライフ寿	山梨県笛吹市石和町四日市場二千三十一番地二十四	一九一〇〇〇〇七一	
有限会社ベータ・コア	山梨県甲府市城東四丁目十三番三十一号	サンクール石和介護施設	山梨県笛吹市石和町松本四百十六番地一	一九一〇〇〇〇七五	平成二十四年六月十一日
社会福祉法人興邦会	山梨県南巨摩郡身延町常葉七千五十八番	特別養護老人ホームしもべ荘	山梨県南巨摩郡身延町常葉七千五十八番	一九一〇〇〇〇七六	平成二十四年八月一日

社会福祉法人信和会	山梨県韮崎市穴山町次第窪五千百六十四番地	特別養護老人ホーム穴山の杜	山梨県韮崎市穴山町五千三百九十番地	一九一〇〇〇〇七七	
-----------	----------------------	---------------	-------------------	-----------	--

● 収去飼料の試験結果の概要
 飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律（昭和二十八年法律第三十五号）第五十六条第七項の規定により、平成二十四年二月に検査した収去飼料の試験結果の概要を次のとおり公表する。
 平成二十四年九月二十四日

山梨県知事 横内正明

栄養成分に関する検査

製造事業場所等の名称及び所在地	収去の場所	飼料の名称	(製造年輪入月)	試験結果の概要						備考
				粗たん白質 (%)	粗脂肪 (%)	粗繊維 (%)	粗灰分 (%)	カルシウム (%)	りん (%)	
株式会社ジャパンフイ 下鹿島工場 茨城県神栖市東深芝	飯島産業株式会社倉庫 山梨県甲府市国母	ウイニー肉豚M	平成二十四年一月二十	十六・五	四・四	二・八	四・五	〇・六二	〇・四七	
同右	同右	ウイニー子豚H	平成二十四年一月二十	十七・〇	五・七	二・二	四・六	〇・七〇	〇・四一	
全国酪農協同組合連 合会鹿島飼料工場 茨城県神栖市東深芝	株式会社甲斐興運 山梨県中央市一町畑	ゴールドバランス	平成二十四年一月二十	十五・五	六・八	六・〇	五・九	〇・五四	〇・八一	
鹿島飼料株式会社鹿島 工場 茨城県神栖市東深芝	同右	子豚用スムーズ	平成二十四年一月二十	十七・三	五・八	二・三	四・八	〇・七九	〇・四九	
中部飼料株式会社本社 工場 愛知県知多市北浜町	三階屋株式会社 山梨県南アルプス市在家塚	Wカム	平成二十四年一月二十	十九・五	四・七	一・八	五・〇	〇・八六	〇・六二	
同右	同右	さわやか仕上	平成二十四年二月二十	十八・〇	八・一	二・五	五・五	〇・八九	〇・四七	
同右	同右	αM-K 18	平成二十四年一月二十	十八・二	五・三	四・九	五・三	〇・七二	〇・五三	
JA東日本くみあい飼 料株式会社清水工場 静岡県静岡市清水区清 開	JA東日本くみあい飼 料株式会社山梨営業所 山梨県南アルプス市下 高砂	甲斐ビーフ	平成二十四年二月二十	十八・〇	四・六	四・五	五・三	〇・五一	〇・六四	
同右	同右	子牛育成用はぐく みパワ―	平成二十四年二月二十	十九・九	二・九	五・三	七・〇	一・〇	〇・五九	
同右	同右	山梨種鶏	平成二十四年二月二十	十七・七	八・〇	三・七	十二・八	五・二	一・四	

注 試験結果の概要は、個別検査項目別に分析結果を示し、表示成分量に対して過不足があった場合には、備考欄に当該成分の過不足量（絶対量）を示す。

● 公共測量の終了

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第二項の規定により、平成二十四年九月四日付けで北杜市長から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があった。

平成二十四年九月二十四日

山梨県知事 横 内 正 明

- 一 作業種類 公共測量（デジタル撮影 地上解像度十二センチメートル）
- 二 作業期間 平成二十四年四月十三日から平成二十四年八月三十一日まで
- 三 作業地域 北杜市全域

● 公共測量の実施

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により、平成二十四年九月十一日付けで東京都知事から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

平成二十四年九月二十四日

山梨県知事 横 内 正 明

- 一 作業種類 公共測量（空中写真撮影・地形図作成）
- 二 作業期間 平成二十四年九月十四日から平成二十七年六月三十日まで
- 三 作業地域 上野原市、小菅村、丹波山村

● 都市計画の変更図書の縦覧

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定により富士吉田市長から次の都市計画の図書の写しの送付を受けたので、同法第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定に基づき、当該図書を次の場所において縦覧に供する。

平成二十四年九月二十四日

山梨県知事 横 内 正 明

一 都市計画の種類

富士北麓都市計画下水道
（富士吉田市公共下水道）

二 縦覧場所

甲府市丸の内一丁目六番一号 山梨県県土整備部都市計画課